



障がい者雇用のために利用できる助成金制度のご案内



雇用に向けての助成

障害者トライアル雇用助成金	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者トライアルコース ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用をした場合に助成されます。 ●障害者短時間トライアルコース 週 20 時間以上の勤務が難しい精神障がい者・発達障がい者について、週 20 時間以上の就業を目指して試行雇用した場合に助成されます。 	<p>大分労働局 大分助成金センター TEL: 097-535-2100</p>

雇用をはじめたときの助成

特定求職者雇用開発助成金	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> ●特定就職困難者コース ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れた場合に助成されます。 ●発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 発達障がい者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に助成されます。 	<p>大分労働局 大分助成金センター TEL: 097-535-2100</p>

雇用環境整備のための助成

障害者作業施設設置等助成金	問い合わせ先
障がい者が障害を克服し作業を容易にするために配慮された施設、又は作業を容易にするために配慮された設備の設置・整備（賃借を含む）を行う場合に助成されます。	
障害者介助等助成金	
障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を行う場合に助成されます。	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 高齢・障害者業務課 TEL: 097-522-7255
職場適応援助者助成金	
職場適応に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援を行う場合に助成されます。	
重度障害者等通勤対策助成金	問い合わせ先
通勤が特に困難と認められる障がい者の通勤を容易にするための措置を行う場合に助成されます。	
キャリアアップ助成金	大分労働局 大分助成金センター TEL: 097-535-2100
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者正社員化コース 障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した場合に助成されます。 	

助成金以外の支給金

特例給付金	問い合わせ先
<p>短時間で働けることができる障がい者を雇用した場合に助成されます。 支給対象：次のいずれも満たす障がい者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳等を保持している ・ 1 年を超えて雇用される（見込みを含む） ・ 週所定労働時間が 1 0 時間以上 2 0 時間未満 	<p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 高齢・障害者業務課 TEL: 097-522-7255</p>



障がい者雇用のための支援



大分障害者職業センター

障害者職業カウンセラーによる障がい者に対する職業評価や職業準備支援を行うほか、事業主に対しても障がい者雇用に関する専門的な支援を行っています。

具体的には・・・

- 障がい者の雇入れ計画や、職場配置・職務設計、職場での配慮や業務の指導方法についての助言、従業員への研修など
- 就職した障害者が円滑に職場に適應できるよう、事業所にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、事業主と障害者双方を支援
- 精神障害により休職している方や、休職中の従業員の復職を考える事業主に対し、職場復帰を支援

※連絡先は裏表紙をご覧ください

障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行います。事業主からの雇用管理についての相談も受け付けており、企業訪問による支援も行っています。

※連絡先は裏表紙をご覧ください

大分県の障がい者雇用支援制度

1 アドバイザーの配置

アドバイザー名称	配置場所 場所 / 連絡先は裏表紙をご覧ください	主な支援内容
障がい者雇用 アドバイザー	障害者就業・生活支援センター (6箇所)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の仕事の切り出しに関すること 事業主と就職希望者のマッチングに関すること 障がい者の雇入れに関すること 就職後の職場定着に関すること等
障がい者職業訓練 コーディネーター、 コーチ	<ul style="list-style-type: none"> 各高等技術専門学校 (3箇所) 竹工芸訓練センター 	<ul style="list-style-type: none"> 事業主と訓練希望者のマッチングに関すること 訓練の作業内容や作業時間、スケジュール等に関すること 訓練後の就職に向けた調整に関すること等
特別支援学校 ジョブコンダクター	特別支援校のうちの拠点校	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の一般就労の困難事例に関すること 例：生徒の特性に応じた仕事の切り出しや支援方法の提案等

2 雇用・職場定着に関する支援

名称	お問合せ先／担当所属	主な支援内容
出前講座	問合せ先 福祉保健部 障害者社会参加推進室 ※連絡先は裏表紙をご覧ください	<p>内 容：雇用サポート研修 (合理的配慮について、障がいに関する基礎理解、社内体制のつくりかた、ディスカッション)</p> <p>対 象：障がいのある方と働く上で、障がいについてもっと理解を深めたいとお考えの企業等</p> <p>受講料：無料</p> <p>※申込状況によってはご希望に添えない場合がございます。</p>
委託訓練	問合せ先 各高等技術専門学校、 竹工芸訓練センター ※連絡先は裏表紙をご覧ください	<p>①早期就労訓練（10月1日時点で就職が内定していない特別支援高等学校等の生徒の職場訓練）</p> <p>②就労訓練（求職中の障がい者の職場訓練）</p> <p>内 容：企業等の事業所現場を活用して実践的な職業能力の開発・向上を目的とした制度 ※求職者の適性把握に大変有効です</p> <p>対 象：障がい者の職場訓練にご協力いただける企業</p> <p>訓練期間：1～3か月間（月60～100時間） ※①は学校長からの推薦による</p> <p>委 託 料：中小企業 上限99,000円/月 上記以外 上限66,000円/月 ※ご協力いただいた企業へお支払します</p> <p>そ の 他：訓練のため賃金の支払いは必要ありません 労災保険は県が負担します</p>
障がい者雇入れ 体験	問合せ先（受託業者） 障害者就業・生活支援センター ※連絡先は裏表紙をご覧ください	<p>内 容：就職を希望する障がい者と障がい者雇用に取り組もうとする企業をマッチングし、双方の不安解消と雇用を促進する制度 ※求職者の適性把握に大変有効です ※障害者就業・生活支援センターによる 実習～雇用～職場定着までの一貫したサポートが受けられます</p> <p>対 象：障がい者の職場実習にご協力いただける企業</p> <p>実習期間：最大10日間</p> <p>委 託 料：3,000円/日 ※ご協力いただいた企業へお支払します</p> <p>そ の 他：訓練のため賃金の支払いは必要ありません 労災保険は県が負担します</p>
	担当所属 商工観光労働部雇用労働政策課	

